

小野市地域公共交通会議処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小野市地域公共交通会議設置要綱第9条の規程に基づき、小野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の処務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小野市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、小野市において定められている公印の取扱いの例による。

(準用)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、小野市の例により会長が別に定め準用する。

附則

この規程は、平成 2 1 年 3 月 4 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名 称	形 状	寸法（mm）	用 途	個数	管理者
小野市地域 公共交通会 議会長の印	小野市地域 公共交通会 議会長之印	2 1 × 2 1	一般文書用	1	事務局長